

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十一月十四日奈良県指令建第一〇二一六九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月十八日建第九四五八号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年七月十八日建第五四〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋三二六番三、三二六番四、三二七番一、三二七番三、三二八番一、
三二九番の一部、三三〇番一の一部、三三一番一、三三二番、三三三番一及び九五二
番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋三三〇番一、三三一番一、三三二番及び三三三番一の各一部
下水道 桜井市大字金屋三二六番三、三二七番一、三二七番三、三三一番一、三三
二番及び三三三番一の各一部
緑地 桜井市大字金屋三三三番及び三三三番一の各一部

水路 桜井市大字金屋三二六番三、三二六番四、三二七番一の一部、三二七番三並
びに三三一番一及び三三三番一の各一部

一 許可番号

令和元年六月十日奈良県指令建第一〇四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月十九日建第九四五九号

三

開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字秋吉七四番五

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字勝目二三番地一

北川系以子